新居浜市地球高温化対策地域協議会会則

(名称)

第1条 本会は、新居浜市地球高温化対策地域協議会(以下「協議会」という。)という。

(設置)

- 第2条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117 号)
 - 第26条第1項の規定に基づき設置する。

(目的)

第3条 協議会は、地球高温化問題が人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題であることから、温室効果ガス排出量を削減できるよう、市民、事業者、行政等が協働して、新居浜地域における地球高温化防止に関する対策等を協議し、継続的、積極的に取り組み、もって地球高温化防止に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 地球高温化防止のための対策の協議及び事業計画の策定
 - (2) 地球高温化防止のための各種運動の展開
 - (3) 地球高温化防止に関する情報の収集及び提供、意識啓発
 - (4) 構成団体間の連絡調整
 - (5) その他必要な事項

(会員)

- 第5条 協議会の会員は、地球高温化防止に関心があり、かつ、自主的に参加できる 市民、事業者、団体、行政機関等で協議会の目的に賛同して入会したものとする。 (役員)
- 第6条 協議会を円滑に運営するため、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 監査 2人
 - (4) 幹事 20人以内

(役員の選出)

第7条 役員は、会員の互選により選出する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 監査は、協議会の会計等の事務を監査する。

(総会)

- 第9条 総会は、毎年1回以上会長が招集する。
- 2 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。
- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 役員の選出及び決定に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) 事業報告及び決算に関すること。
- (5) その他幹事会で必要と認めた事項
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。 (幹事会)
- 第10条 協議会は所掌事項について調査研究、事業案の作成、事業の執行を行うため、本会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、役員で構成する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。
- 4 幹事会の議長は、会長をもって充てる。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。
- (1) 総会に付議する議案に関すること。
- (2) 総会の決議により幹事会に委任された事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項
- 6 幹事会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 幹事会の議決権は各団体1人とする。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事会構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

- 第11条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。 (経費)
- 第12条 協議会の経費は、市からの負担金その他の収入をもって充てる。 (会計年度)
- 第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (事務局)
- 第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を環境政策担当課に置く。 (その他)
- 第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成21年11月28日から施行する。 附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。